

旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会報告書

平成30年4月13日

備前市議会議長 鵜 川 晃 匠 殿

委員長 川 崎 輝 通

平成30年4月13日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	結 果	概 要
1 旧アルファビゼンの疑惑に関する調査について ① 証人尋問について 高坂 泰氏 田原隆雄氏 ② 次回の委員会について	継続調査	—

旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会記録

招集日時	平成30年4月13日（金）	午後2時30分		
開議・閉議	午後2時30分	開会 ～	午後4時04分	閉会
場所・形態	委員会室A B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	川崎輝通	副委員長	山本恒道
	委員	尾川直行		橋本逸夫
		田口健作		津島 誠
		掛谷 繁		守井秀龍
		立川 茂		西上徳一
		山本 成		石原和人
		森本洋子		星野和也
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鶴川晃匠		
参考人	なし			
証人	高坂 泰	田原隆雄		
説明員	なし			
事務局	議会事務局長	草加成章	事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主事	楠戸祐介
傍聴者	報道関係	あり		
	一般傍聴	あり		
審査記録	次のとおり			

午後2時30分 開会

○川崎委員長 皆さん、こんにちは。

御苦労さまです。

ただいまの御出席は14名でございます。定足数に達しておりますので、これより旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会を開会いたします。

初めに、傍聴者の取り扱いについてですが、本日の会議につきましては、一般報道関係者の傍聴をそれぞれ許可することとし、一般傍聴者が定員を超えた場合は委員会Cにて音声のみの傍聴をしていただくことにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定します。

また、報道関係者から申し出をお受けしております写真撮影、録音及び録画は許可しておりますが、証人尋問につきましては、証人の意見を聞いた上で委員会にお諮りします。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付しておりますので、ごらんください。

本日は4月5日開催の本特別委員会での決定により、証人2名に対する尋問を行います。

本日举行証人尋問について、お手元に配付してあります資料1に基づいて説明をさせていただきます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合は証言を拒むことができることになっております。証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、公務員の職務上の秘密について尋問を受ける場合及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭司の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、これらに該当するときはその旨を申し出させていただきます。これ以外に証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒むときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上が証人が証言拒否等をできる場合の注意事項、罰則などになります。

なお、証人にはこれらの資料をもとに事前に説明を行っております。

それでは高坂泰証人に入室していただきますが、この際、暫時休憩します。

午後2時34分 休憩

午後2時34分 再開

○川崎委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

***** 証人尋問（高坂 泰氏） *****

本日は、御多忙中にもかかわらず本特別委員会の出頭請求にお応えいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ文書でお渡ししたとおりであり、また同様の文書を資料1としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

○高坂証人 はい。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆さん、報道関係者の方々も含めまして全員御起立を願います。

○高坂証人 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年4月13日。高坂泰。

○川崎委員長 宣誓書に署名、押印を願います。

はい、ありがとうございます。

着席願います。

これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席したままで結構ですが、発言の際は起立して発言を願います。

また、委員各位に申し上げます。

本日は旧アルファビゼンに関する疑惑について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、証人の人権に留意されるよう、あわせて要望いたします。

これより高坂泰証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料2の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は委員長の許可を得てから行っていただくようお願いいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは高坂泰さんですか。

○高坂証人 はい、間違いありません。

○川崎委員長 はい、ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

○高坂証人 はい、間違いございません。

○川崎委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては委員会を代表しまして委員長から行います。

それでは、今回の疑惑の一つであります寄附金を返還した経過、知り得る範囲で証言をよろしくお願いいたします。

高坂証人。

○高坂証人 寄附金を返還した経緯ですが、私がまず18年3月3日に、吉村武司さんが活性化対策室に来られまして、そこで寄附を受けてからかなり1年間ぐらい経過したということでお金が使われてないじゃないかということで返してほしいということが発端で、その後、その当時、アルファビゼンの対策が検討委員会を今開いております、その検討委員会の結論がまだ出てないときに、そういう申し入れがあったんですが、検討委員会の答申が1棟貸しか解体かどちらかを検討しなさい、一切の費用をかけることはだめだということが出たことを受けてそういう寄附金の返還の申し出もありましたので、寄附金を返還するに至ったと思ってます。ただ、その返す返さないという決定は、私のちょっとわからないところでありまして、市長とか助役とかが決めたことでありますので、ちょっとその辺の詳細についてはわかりませんが、経緯としては、私が知り得るところではそのようなところです。

以上です。

○川崎委員長 関連して、ただいまの証言につきまして関連尋問を希望される方は発言を許可いたします。

津島委員。

○津島委員 高坂証人、今さっきの話ですけど、活性化対策室へ吉村武司氏が何回来庁されてあなたに直接会いましたか。

○川崎委員長 高坂証人。

○高坂証人 私がお会いしたのは1回だと思います。その18年3月3日と記憶しております。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 恐らく電話がかかってきたと思いますが、あなたは吉村武司氏から何回電話を受け取りましたか。

○川崎委員長 高坂証人。

○高坂証人 記憶が定かではありません。私が電話では対応はしておりません。こちらからかけたことはあります。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 高坂証人が活性化対策室へおられて吉村武司氏から直接会ってどういう返還の要求をされたのでしょうか。

○川崎委員長 高坂証人。

○高坂証人 まず、吉村さんは誰からか聞かれたんだと思うんですけど、寄附をして1年以内なら返してくれると聞いたんだということで、まず来られました。それから、5, 550万円のお金ですので、それが先ほども申し上げましたが、1年以上アルファビゼンの再生に使われてないということで、塩漬けになっていると言えいいですか、それがちょっと寄附をした趣旨からは外れているんじゃないかということで返還してほしいと。

それから、検討委員会を開催しているので、その結論が出てからというようなお話をしようと思ったんですけど、聞いていただけず、それは私には関係ないと、寄附者の意向には沿ってないんだから返してほしいというような要望というか、お話でした。

以上です。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 具体的に教えていただいたんですが、あなたは吉村武司さんから寄附金を払わなったら訴えたるぞとか、今度来るときまでには首を洗うて待ってけえというようなことを言われたりしたことがありますか。

○川崎委員長 高坂証人。

○高坂証人 私は直接ありません。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 活性化対策室で吉村武司氏からのやりとり、どんな口調でしたか、感想をちょっと教えていただきたいと思います。

○川崎委員長 高坂証人。

○高坂証人 感想と言われてもちょっと私の感情を申し上げることはありませんが、ただ単に返してくださいと、あと取りつく島がないというのはそのときには感じました。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 取りつく島がないというのは、怖かったとか、口調が恐ろしかったということと理解してよろしいでしょうか。

○川崎委員長 高坂証人。

○高坂証人 そのようなことではありません。こちらが説明を申し上げたかったんですけど、そういうことについては聞いていただけなかったということで。別に口調が怖かったとか、そういうことではございません。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 最後に、高坂証人自身、寄附金を返還した理由をお聞かせください。

一旦寄附を受けておきながらなぜ返還するようなことに、事態になったのでしょうか。答えれたらお願いします。

○川崎委員長 高坂証人。

○高坂証人 非常に難しいです。寄附者からの申し出があつて寄附金を返すということが今まで備前市であつたのかないのかは、私も存じ上げておりませんが、まずもつて寄附者の意向に沿つてない、そういうように基金に積み立ててたはずなんです、基金を使うもう目的がその検討委員会の答申によってなくなったというところで、寄附者からの申し出もあつて、上層部、市長とかがその決定をされたんだと思っております。

以上です。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 今までに元副市長さん2名、現在の副市長さん、高坂証人の上司ですね、三方人の答弁によりますと、吉村武司氏本人から大変強い返還要求、要請があつたからというのをこの場で言われとんですけど、高坂証人はこの点についていかがですか。

○川崎委員長 高坂証人。

○高坂証人 強い口調というのがどこまで、個人の差もあると思いますけど、先ほども申し上げましたけど、私のほうから説明を聞いていただけないというところでは、かなり強行な意志というか、返還してほしいという意志が強かつたんだろうなというところではあります。それ以上になりますと、ちょっとお答えしにくいところがあります。はい。

〔「ええか」と呼ぶ者あり〕

〔「まあ、ちょっと一服すらあ」と津島委員発言する〕

○川崎委員長 ほかにございませんか。

橋本委員。

○橋本委員 高坂証人にお尋ねをします。

寄附金の返還請求を平成18年3月3日に活性化対策室に吉村武司氏が来庁した上で口答で請求されたということなんです、そのときにその面談をされたときの担当者はあなた一人だけで、それともほかに同じ職務の者が同席をされておりましたか。

○川崎委員長 高坂証人。

○高坂証人 その当時は、室長と私、たしか二人だけだったと思うんですけど、高橋、今の副市長さんがちょっといまして、私一人で対応させていただきました。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 じゃあ、一人だけで対応したということで、しかも1回だけということになると、あなたの証言内容を客観的に裏づけるその証人はおらないということですね。

○川崎委員長 高坂証人。

○高坂証人 裏づけと言われるとちょっと御質問がわからないんですけど、もちろん私がおの対応をさせていただいて、その要旨についてはすぐ市長、助役、それから総務部長、あと誰がいましたかね、にすぐ相談させていただいたりします。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 それらは相談だけで恐らく報告もされたんでしょうけれども、活性化対策室というのは、私よく存じ上げないんですけど、ちっちゃい部屋で誰も周りに同じ対策室の担当者というんですかね、職員は誰もいなかったんですか、二人だけの面談だったんですか。

○川崎委員長 高坂証人。

○高坂証人 はい、二人だけの面談でした。

○橋本委員 はい、わかりました。それで結構です。

○川崎委員長 津島委員。

○津島委員 高坂証人、あなたは吉村武司氏から寄附金の返還ですね、金を返せと言われたことがありますか。

○川崎委員長 高坂証人。

○高坂証人 はい、あります。

〔「よっしゃ、もう終わりじゃ。以上で終わります」と津島委員
発言する〕

○川崎委員長 ほかにございませんか。

石原委員。

○石原委員 ただいまの発言の中で、吉村氏が来られた日付、年月日等詳細なお答えがあったんですけども、平成18年3月3日、こちらの日付であったり、それからどういったやりとりをされたかというようなことは、市当局として記録をされておるのか、どういうやりとりをしました、何月何日、こういうやりとりをしましたという形で上司等に報告をされているのか、その流れについてお尋ねしたいと思うんですが。

○川崎委員長 高坂証人。

○高坂証人 済みません。当時の記憶はもうありませんが、私が今証言させていただいたことについて、私が自分でメモしております、電子的ですけど、メモをもとにお話ししたりしますし、記憶は確かに私もそのとおりでと思います。

要旨については、口答ではさすがに信用というか、行政としてはだめなので、まとめたものを渡しているんじゃないかと思えます、上司にですね、はい。

以上です。

○川崎委員長 石原委員。

○石原委員 こういった市当局として市民の方とのやりとり、かなり特殊なやりとりもほぼ今までもなかったようなやりとりかと思うんですけども、市役所にとって。こういうやりとりをじゃあ高坂さんがおられないときにも担当部署としては何らかの形で記録に残すというような、ま

あまあ文化というんですか、そういうような部署内の対応というんですかね、記録に残して明確に伝えていこう、報告しようという状況だったんですかね、もう何月何日来られてこういうやりとりしましたという簡単な報告で済まされるような雰囲気だったのか、そこらあたりいかがでしょうか。

○川崎委員長 高坂証人。

○高坂証人 御質問の意味がちょっとわからないんですけど、市民とのやりとりを行政として残すか残さないかということでよろしいのでしょうか。

○石原委員 今回のケースに関してですけど。

○高坂証人 今回のケースが特殊だから残したとか、特殊じゃないから残さなかったということではありません。もちろん私先ほど申しましたように、一人で受けておりますので、要旨については記録に残して、それをもとに上司に相談しないといけないという自己判断でもありますし、行政のあり方だと思っております。

〔「はい」と石原委員発言する〕

○川崎委員長 いかがですか、ほかには。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

いいですか。

ないようですので、それでは以上で高坂泰証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は短時間でありましたが、ありがとうございました。

退室いただいて結構です。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時53分 休憩

午後3時01分 再開

○川崎委員長 それでは、田原隆雄証人に入室いただきましたので、これから休憩前に引き続き委員会を再開します。

***** 証人尋問（田原隆雄氏） *****

本日は、御多忙中にもかかわらず、本特別委員会の出頭請求にお応えいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ文書でお渡ししたとおりであり、また同様の文書を資料1としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

○田原証人 承知しています。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆さん、報道関係者の方々も含めまして全員御起立を願います。

それでは、田原隆雄証人、宣誓書を朗読を願います。

○田原証人 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

○川崎委員長 宣誓書に署名、押印を願います。

ありがとうございます。

着席願います。

これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

なお、こちらから尋問しているときは着席したままで結構ですが、発言の際は起立して発言を願います。

また、委員各位に申し上げます。

本日は旧アルファビゼンに関する疑惑について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、証人の人権に留意されるよう、あわせて要望いたします。

これより田原隆雄証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料3の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は委員長の許可を得てから行っていただくようお願いいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは田原隆雄さんですか。

○田原証人 そうです。

○川崎委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

○田原証人 間違いありません。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては委員会を代表しまして委員長から行います。

前回1回目の証人で発言はいただいておりますが、その前後、私ちょっと病気のために出ておりませんが、今、百条委員会に平成28年9月16日期限です。大田、その当時の監査代表が各監査委員及び職員に質問状を出され、文書の回答が返ってきております。

1回目の田原証人尋問では、自宅へ持ち帰ったかどうかという質問に覚えがないと証言されているようであります。改めて記憶を思い出していただくために、資料の閲覧をお願いしたいと思います。

その前に、まだ各委員閲覧をしていない委員がおられてもいけませんので、まず百条委員会の委員のメンバーに閲覧し、その後証人にその資料の閲覧をしていただきます。

事務局、閲覧で回してください。

休憩して閲覧するそうです。よろしく願いいたします。

午後3時07分 休憩

午後3時13分 再開

○川崎委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

再開に当たりまして、各委員の百条委員会での資料の閲覧は自由にできるようではありますが、証人に閲覧をしていただく場合は、百条委員会の許可が要るようでありますので、証人に閲覧していただくことに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、資料の利用の許可をします。

(証人が委員会に提出された記録を閲覧する)

それでは、改めて委員長として質問させていただきます。

閲覧いただいたように、平成28年9月16日の日付で、大田、その当時の監査代表が各監査委員及び職員に対する質問状を出し、回答が返っております。

他の監査委員及び事務局については、監査した資料については、自宅に持ち帰ってないという回答を得ていますが、田原氏は自宅へ持ち帰ったということに、はいというふうに答えていただいております。この資料は、今から1年半ほど前の回答書であります。どうでしょうか。この資料を見ても自宅へ前回の証言では覚えがないということで、記憶が定かでないという証言をいただいておりますが、この資料を見ていただくことによって監査資料を自宅へ持ち帰ったということを確認、思い出していただだけませんか、いかがでしょうか。

田原証人。

○田原証人 私は、確かに持ち帰ったという表現が大変気に入らないんですけども、当時私が監査委員に就任したのは24年6月から26年5月31日までだったと思います。当時、桐山さんがこのアルファの問題について住民監査請求を行いました。たしか1月だったと思います。その短期間の中で結論を出さなければならないということで、限られた時間の中でいろいろ審議をするというような便宜上、私が持ち帰ったというよりも、むしろしっかり見といてくださいという形で預かったという表現のほうがいいかもわかりません。私が意図的に持ち帰ったということではないということを、まずもって皆さんに理解いただきたいと、このように思っています。

私は、議会選出の監査委員であります。皆さんの代理でしっかり監査をさせていただいたつもりであります。

以上です。

○川崎委員長 ただいまの証言につきまして、関連尋問を希望される方の発言を求めます。

西上委員。

○西上委員 それでは、質問させていただきます。

28年12月22日の定例会の緊急質問を田原さんはされたんですけども、その中に、ちょっと読ませていただきます。実際、自宅に持って帰るようなケースはありませんと、そのあたりについてもよく監査の仕事の内容も精査してみてくださいと答弁されておるんです。これは、どうということなのか、こちらがうそなんでしょうか、先ほどとは全然食い違ったことなんですか。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 それは緊急質問のことだと思いますが、別段それに罰則があるわけでもございませんし、むしろ当時いきなりある意図を持ったのか、私が監査委員をしたのは26年であります。26年5月末であろうかと思えます。それから期間もたっております。そして、初めて私が持ち出したと言われる方が、私の自宅を訪ねたのが27年の6月の23か、25日だったと思います。その間に1年間の空白のある中で、私が意図的に何か持ち出したということであるならば、そういうようなことがあるかもしれませんが、私は皆さん方と同じように、皆さん方の席に着いてアルファ問題の疑惑についてみんなと一緒に、むしろ私が積極的に疑惑解明について努力してははずです。にもかかわらず、私が28年12月8日に、市長選に立候補するというような、立候補する表明をしました。そういうようなうわさの出た段階から、がらっといろいろな情勢が変わって、まるで私が持ち出したかのような発言をされたり、またおたくがたしか一般質問であたかも持ち出したかのようなことがあったときに、私は持ち出したことはないというようなことを言ったような気がします。議事録でそうなんですから、そういうんでしたんでしょう。しかし、先ほど監査事務局からの質問に対して、確かに私は自宅に持って帰ったことはありますけれども、それは意図的に持ち帰ったことではないということは理解していただきたい。当時はそういうような形でお預かりして、よく精査して次の監査委員会で持ってきてくださいということもありましたし、その事前でファクスで次にはこういうようなことがあるんでしっかり読んでいてくださいというようなことは、そういうような事例はありました。それは、間違いございません。それは、当時の大田監査委員に聞かれてもそうでしょうし、事務局の方にも聞かれても、私はですから持ち帰ったことないというようなことは、確かに自宅に持ち帰ったことはありますけれども、それは意図的に持ち帰ったことではない、むしろ依頼されてしっかり読んでおいてくださいという形のことだということに理解してください。

一般質問のところを持ち帰ったことがないというような発言をしたのであれば、それは取り消したいと思えます。

○川崎委員長 西上委員。

○西上委員 意図的ではないということで、じゃあこのときも意図的ではないんだ、今言われた

ようなこと、意図的じゃないんだ、じっくり精査するために持って帰ったんだということをこのときに言ってもらえればよかったんですけども、どうでしょうか。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 何年か前のことで、とっさのことで、そういうような発言になったかと思いますが、それはおわびしたいと思います。

○川崎委員長 西上委員。

○西上委員 何年も前のとっさのことと言いましても、この28年9月16日にこの監査の調査が返ってきて、この28年12月22日、わずか3カ月少々ですね。3カ月少々でそういうとっさ的なことを忘れるとは思えんですけども。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 いや、それはそういうことでそれがそうであったということならおわびして訂正します。

〔「はい、わかりました、はい」と西上委員発言する〕

何かほかがあれば、疑念があれば。

○川崎委員長 要らん発言は慎んでください。

〔「はい、わかりました」と田原証人発言する〕

ほかに。

守井委員。

○守井委員 御苦労さまでございます。

先日、私が質問させていただいたときに、持ち帰った覚えはないかというようなことでお聞きしたというようなことで、そのときはないと、こうお話がございましたんですが、今のお話ですと、持ち帰っているということです。

お聞きいたします。田原証人は監査資料をお持ち帰りになりましたか、どうですか。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 もう一回質問の趣旨がわかりませんので、もう一度お願いします。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 監査資料を自宅のほうへお持ちになりましたか、その点についてどうかお聞きしたいと思います。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 監査事務局に文書で答弁しているとおりです。持ち帰っていることは持ち帰ってませんが、意図的に私が故意に持ち帰ったことでありません。むしろ監査事務局のほうからしっかり読んでくださいという形でのお預かりをしたという表現にさせていただきたいと思います。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 それでは、ちょっとお聞きするんですが、なぜ私が、記憶がございませんかという話をしたときに、持ち帰っていないという返事をされたんでしょうか、お答え願います。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 そのためにここで呼ばれたんでしょから、前言取り消して、そういう事実があれば訂正しておわびをしたいと、このように思います。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 じゃあ前回の証人としての発言したことは、間違いであったということで、今回その訂正をしますということで理解していいんでしょうか。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 そのとおりです。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 前回のは虚偽の報告であったということで理解しとってよろしいんですか。

○川崎委員長 ちょっと待ってください。ちょっと守井さん、前回の田原証人の発言は、確かな記憶はございませんということで、持ち帰っていないという断定表現の答弁はしてませんので、誤解しないように。

ですから、虚偽でも何でもありません。はい、記憶がないということですから。改めてそのためにきょう記憶を戻していただくために資料を見ていただいて確認をさせていただいていますので、前回の記憶はございませんは、それはその時点での状況ですので、それを訂正する必要はないと思いますので、進行をさせていただきたいと思います。

守井委員。

○守井委員 記憶にないということが返答という形の中では、持ち帰っていないということの表現だというふうに私は認識しているんですけども、記憶にないのは持ち帰っていないことにはならないというような表現なので、その点はそれとして。

それでは、自宅へ持ち帰ったということは間違いはないということを証言いただけたんで、ありがとうございました。

それで、先日監査事務局の他の方々からいろいろ御証言をいただいた中で、監査のやり方、仕方の中に、監査資料というもの、各それぞれの監査委員さんの机の上に置いているものを置くと、机の上に置いてそれをそれぞれ監査委員さんが審査を行うという形になりまして、その資料というものは各自が監査委員さんが保管をするんだというようなことがありまして、そしてそれは監査が終わりましたら監査の事務局員が回収するんだという話を聞いておるんですけども、その資料については、じゃあまだおうちの中に置いておったということで理解してよろしいんでしょうか。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 監査の書類、私はそんなに熱心ではありません、はっきり言いまして。監査が終わったら監査事務局へお返しします。手元がないからということであるというんなら焼却処分したんでしょうという形で監査局長さんにお答えをさせていただいております。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 事務局のいわゆる監査のやり方について、監査委員さんのいろんな事情があるかと思うんですけど、基本的には監査事務局で対応するんだというような形が多いんだろうと思うんですけども、そのお持ち帰りになった資料というのは特別なものであったということの理解でお持ち帰りになったんでしょうか。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 先ほど申し上げましたように、桐山氏から出た住民監査請求は、市とNPO法人、その連帯保証人であるウエストジャパン株式会社代表取締役、吉村さんです。そこでの賃貸借契約の中に含まれている、借りたものはもとのとおりに返しますというようなことの中でそれがちゃんともとのとおりにせずに返しているということについて、市、市民に大変大きな損害を与えておるんじゃないかと、与えておる、与えておりそうだという、おるんじゃないかというような監査請求であったかと思います。

そういうような中で、当時の監査事務局では、けんけんがくがくいろいろな議論を大変分厚いいろいろな書類の中で審査をさせていただきました。そういう中で、任期も近づいておるので、何とか早く結論を出したいというようなことですが、最終的には我々の範疇でなかろうということの中で弁護士さんとも協議をし、いろいろ検討したけれども、請求時効ということでいたし方ないんじゃないかなろうかというような形の監査意見書であったかと思います。

さらに、通常の監査意見書につけ加えて、時効ではあったけれども重大な、ちょっと言葉ははっきり覚えておりませんが、時効であって責任追及はできないけれども、もう少し慎重に扱えとかなんとか、そういうような意味の意見書になったかと思います。そういうような喫迫した時期でのいろいろな書類の精査をした、そういうような記憶がよみがえってきております。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 お持ち帰りになったその資料、どのくらいの量をお持ちになったんか、私には全然わからないんですけども。どのくらいお持ちに、何枚くらいお持ち帰りになったか教えていただきたいと思います。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 そこまで記憶いたしておりません。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 雰囲気的にはかなりの枚数だったようにお思いですか、いかがですか。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 最後の意見書を書く段階で、このことについてもう少ししっかり検討していただきたい、精査しておいていただきたいという形での何点かはあったかと思いますが、最後の仕上がりのときにメールでもこれについてはしっかり意見を発表してくださいというような要求は事務局のほうからあったはずですよ。その程度です。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 じゃあ、たくさんとは言えないけれども、数枚の資料は持ち帰ったというようなこ

とだということで御理解しとっていいですか。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 持ち帰った持ち帰ったというような言い方がもうマスコミにそういうことを書かれて大変迷惑なんです。お預かりしたというような表現にしてくださいよ、もう。

〔「委員長、ちょっと違うんじゃないん」と守井委員発言する〕

○川崎委員長 意味はとりよいろいろなありますけれども、持ち帰ったというのは単に自宅へ持ち帰ったという、通常の表現だと思いますので、意図的という意志は、その言葉にはないと思いますので。

〔「わかりました」と田原証人発言する〕

また、大田代表が監査審査しているときには、各自持ち帰りも自由じゃし、持ち帰った以上は自己責任であるということで、大田代表からは、持ち帰ってじっくり審査してくださいという発言はいただいておりますので、そのところはちょっと注意してください。はい、よろしく願いいたします。

ほかにありませんでしょうか。

守井委員。

○守井委員 前回は御質問したんですけども、同じことの繰り返しで、そのときは持ち帰ったという表現は悪いかどなんかわかりませんが、そのときにお聞きしたのは、コピーをしましたかという問いに対してはコピーはしませんでしたという、当然持ち帰っていないという返答の中でお答えしたわけですから、当然コピーもしておらないというようなことになるんですが、今回資料をおうちへ持ち帰ったというようなことであれば、そのコピーについてもされたかどうかお聞きしたいと思います。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 コピーなどしておりませんし、どなたかに配布した覚えもありません。それは前回はっきり申し上げたとおりです。

〔「ちょっと私はここで」と守井委員発言する〕

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 ちょっと問題を整理します。

この公文書を持って帰ったかどうか、あるいはよく精査をするために一応自宅へ持ち帰ったということが記憶に曖昧だったけれども、それはもう前言を訂正してそのようだとおっしゃってありますから、もうこのことは問題にする必要はないんです。

要は、今のやつをコピーしようがしまいが、第三者にそれをコピーした上で渡したのか、あるいはコピーせずに渡したのか、そういう記憶も一切ないということですので、私は今まで天地神明に誓ってそういうことはやっとならんと市長の言葉を信じます。

問題は、もう過去2回もこうやって証人と呼ばれとるわけですよ。同じようなことばかり聞かれとるわけですよ。持って帰ったかどうかじゃないんですよ。渡したかどうかという、誰か

に、第三者に渡したかどうかというようなことをもう一度この場できっちりお伝えを願いたいと思います、まずは。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 冒頭申し上げましたように、私からもらったと言われる方と初めてお会いしたのが1年後の6月なんです。その間に私がそんなことをじっと持つておく必要はありませんし、そういうような必要もございません。したがって、私がコピーをして渡したなんていうことは、ありません。

○川崎委員長 橋本委員。

○橋本委員 それで、こうやって2回も証人喚問を受けたり、それから新聞にもいろいろと書かれて、多くの市民が、ひょっとして田原さん、議選の監査委員のときにそんなやっとなじゃねえんかというふうに疑いの目を持っておられる市民の方がおられるのは事実です。そういったことを払拭する意味も含めて、田原さんは何らかの方策を考えておられますか。つまり法的な手段を講じるとかというようなことですね、そういったことは検討、頭の中にはないんですか。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 先ほど西上委員が議事録を渡されているいろいろやられました。たしか28年12月の一般質問だったかと思います。そういう中で、流出しておるのが書類が市内に出回っていると、ときの監査に立ち会った人たちのものをしてたら誰もしてないと言うから、当時の監査委員であったおまえ、田原が持ち出したということになるんじゃないかと、法的な手段も講じるというような発言の中で、私は緊急質問させていただいた、そういう経緯があるかと思います。

私もいろいろ考えております。先ほどいきなり私がトランクに余るぐらいもらったというような発言もこの場でされたかというようなことも漏れ聞きますけども、そういうようなことは一切ありませんし、そういうようなことで私の疑念が議員の皆さんや市民というふうにあるならば、何らかの方法は考えていかなければならないと思います。

ただ、私はそちらへ座っている議員のときにも、また市長になった今も、アルファ問題を真剣に、早くあれを解決して、一日も早く明るい備前市にしたいという気持ちで議会監査請求もさせていただきましたが、反対をされてそれはできませんでした。したがって、市長としての監査請求をさせていただきました。そういう中で、文書管理についてのずさんさということが当時あったんだということも新たな監査結果が出ております。そういうことも早く市民に知らせるというような監査結果もありますので、そういうようなことを通して市民の皆さんの理解が得られるならば、おさめられますし、新たにいろいろな形でこういうような形でやられるとするならば、市にとって決していいことではありませんので、そういうことについては断固と闘っていききたいということは、去年でしたか、の一般質問でお答えしたとおりであります。受けて立つ気はあります。

〔「はい、結構です」と橋本委員発言する〕

○川崎委員長 少し整理させていただきます。

持ち帰りについては、前回の証人の発言では、持ち帰りについては記憶はないという答弁というんですか、証言をいただいておりますが、同時にコピーしたかどうかという質問には、はっきりコピーしたりする必要は全くありません、そんなことはございませんと鮮明なる明快な回答をいただいとんですよ。持ち帰ったかどうかの記憶がないのに、コピーだけは絶対にやってませんというのは、同じ人物の発言としてはおかしい発言ではないかというふうに、前回の証言では捉えられますが、その点についてはどう思われているでしょうか。

○田原証人 何度も繰り返しますが、私が監査委員の任期は平成26年の5月末です。その後1年間、塚元氏と初めてお会いしたのが1年後です。そういうような期間にある、そういうようなことに私がコピーをしてお渡しする必要はないし、そういうような事実もないというようなことで、コピーした覚えはないという断言をした表現だと、私はそう思います。

○川崎委員長 1年後の話ではなくて、持ち帰って審査ですね、3月7日の監査決定が出るまでの間は、持ち帰っているのは事実のようですから、その持ち帰った事実はきょう回答書を見て初めて記憶が戻ったようではありますが、一方で持ち帰った資料についてコピーしましたかということについては、はっきりとコピーしてませんという記憶を戻してははっきり答えてるというのは、持ち帰りに記憶はないけれども、コピーしたことにははっきりコピーしてませんという、少し矛盾した、全て記憶がないのであれば、コピーについても記憶はございませんと答えるのが本来の証言ではないかと思いますが、その点については田原証人は前回のそういう証言どのように思われていますか。

○田原証人 コピーする必要がありません。いただければ事務局に言うたらコピーしてもらえらるわけですから、私がコピーする必要はないということでコピーした覚えはないという表現をさせていただきます。

必要があれば、監査事務局に言うたらコピーしてくれるわけですから。

○川崎委員長 いやいや、ですから持ち帰りの記憶がなければコピーした記憶がないというふうに答えるのが本来ではないかと、私は思うんですけど、その点については確認させていただきたいと思うんですけど。

○田原証人 ですから、私はコピーする必要がないからコピーした覚えはないということではっきりお答えさせていただきました。おわかりできませんか。

○川崎委員長 ほかに。

〔「コピーする必要があるれば事務局へ言うたらコピーしてくれるわけですから」と田原証人発言する〕

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 ちょっと違う観点からなんですけど、一方の方から自宅に来て書類を受け取っただけであると、田原氏から書類をもらったんだということを証言されてるわけなんです。それで、監査事務局の事務局員の方々は、書類を持ち出してはいない、それからあるいは原課の担当の方もそういうことは一切ないということをお話をいただいておりますので、いわゆる役所内の文書

が外部に出たと、出ているのは事実であります。そのことは、御存じですか。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 ですから、それは認めたわけじゃないですか。それは認めました。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 それじゃあちょっと観点を変えまして、田原証人は塚元さんに監査書類は渡していませんか、どうですか。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 前回は申し上げましたが、これ見ましたかというて何冊かここへ持ってきました。恐らくそれが監査委員のときの資料なら、それは見たんでしょうと。じゃあ塚元氏が何月何日、これをもらいましたという、その資料はどれなんですかというて、私聞いたじゃないですか、一般質問で何度も聞いたじゃないですか。それが断定せずに、疑惑がある、持ち出した持ち出した、そればかりじゃないですか。私は一体どの書類を塚元氏に渡したと言われるんですか。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 どの書類というんじゃなくて、塚元氏に監査書類を渡したこと、どの書類とは言いませんよ。は、渡したことがあるのかなのかということをお聞きしてるんです。ないならない、あるならあるで結構だと思います。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 ありません。

○守井委員 はい、わかりました。

○川崎委員長 ほかにはいかがでしょうか。

掛谷委員。

○掛谷委員 私、監査委員をやっておりました。別にそれで守秘義務というのが一番大事なわけであって、持ち帰ったとか持ち帰らなかったというのは、第2の、次の話に実際はなるんです、私、監査やりましたけど。

ちょっと不思議なのは、大体大事な住民監査請求、私も地デジ問題で監査請求やりました。そこでは、やはり合議制で、合議制、いわゆる監査委員全員が集まって代表監査初め議選から何かから皆、そういった意見を聞きまして、方法です、やり方ですよ、その集まって最終的結論を出すというのが、私はそういうふうに覚えてます。方法ですよ。細かいことは言いません。ですから、それが持ち帰っておろうが、あなたを擁護するという意味じゃないですよ、田原さんを擁護するという意味じゃなくて、持ち帰っておろうが、それは守秘義務ですから、コピーをしたとか、誰かへ話したとか、そういうことは一切してはならない、これが一番大事なことであって、これは何が言いたいのかといえば、いわゆるその結論を出すときにしっかり勉強してくださいよって持ち帰って仮におっても、合議制の中でその結論を出すと思うんですよ。そこについては、どういうふうなことだったんでしょうか、その当時のいわゆる住民監査請求の結論のところはどうされたんでしょうか。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 当然私たちも合議制で結論を出しております。

○川崎委員長 掛谷委員。

○掛谷委員 そこで、ちょっとお尋ねというのが、私はそういうものは一切持ち帰った記憶はないんです、そういったものを。というのは、私はですよ。住民監査請求1件ありました。持ち帰る必要もなければ、そこで合議で読んでそういったものを皆さんの前でそういうものを取り扱いながら、こうだろう、ああだろうと言いながら結論を出していくというのが、一番大事なことで、持ち帰ったことなんか、私もございません。それはその管理というのは、監査委員、議選の、またほかの監査委員も含めて、それはその方の守秘義務のところというので縛りがあるんですよ。ですから、持ち帰ったというのは、お一人田原議選だけがそういうふうにならなってるんで、そこがどうなんだろうかなと思ったりもするところです。そこについては、どのようにお考えで持ち帰っていたのか。私なんかは一切持ち帰っておりません。そこでほとんどもう決裁を監査委員の中で処理をしておりますが、どうだったんでしょうか。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 本件の住民監査請求は大変重要な、大変重要な監査だったと思います、住民監査請求はね。その重要性に鑑み、資料も多かったと思います。短時間で、限られた時間の中で監査のできるような内容じゃなかったはずですよ。そういうような中での特別な配慮でなかったかと思っております。ほかの方が預かって帰ったかどうかということは、私は知りませんが、私は確かにそういうことはありましたと、うそを言わずに言うたほうがよかろうと思ってあえて事実としてマルをつけました。手元にないから、返すか焼却処分したんでしょう。ですから、手元にはありませんというお答えを素直にさせていただきました。ほかの方がどういう答弁しとるか知りません。当然我々のときも合議制で話をして、それで心ならずもああいうような監査意見書になったと、それを不服として桐山さんは住民訴訟をしました。しかし、門前払いで時効でそういうことになったということは、議員の皆さんは御存じのはずですよ。そういうような経緯を知った上で市民の皆さんに御理解をいただきたいなと、そういうように思います。

○川崎委員長 掛谷委員。

○掛谷委員 1つだけ残念なのが、原課の平田さんとか、原課のそういった方々、それからほかの当時の監査委員の方々も、一切持ち帰ってはないという証言がなされております。その中で、どうしても持ち帰ったのは田原さんあなたしか、それをどうしたかというのは別ですよ、お一人だけが持ち帰ったということになると、うんと、クエスチョンマークがついたりもするというのもあるんですよ。それが事実かどうか、どうされたかというのについては、じゃあ我々もわかりません。残念ながら田原さんしか持ち帰ってる者がいないという、そのことは事実だと思うが、ほかの方は知らんと言んですが、持ち帰られたのは田原さんしか今んところないということで、ちょっと疑念が生じるというのは、正直なところなんですけど、どういうふうにあなたは考えられていますか。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 それはほかの方がどうされたんか、私はどういう答弁したか知りません。むしろ疑問があれば、その方も証人されたらどうですかということで言いたいです、私とすれば。私は正直に答えさせてもらいましたということです。

それから、繰り返しますが、その中のどれが私が塚元氏に渡して、それがどれだけこのアルファビゼンの疑惑解明に支障があったのかどうか。私がいつ、どれを持ち出したかということわからずに、持ち出した持ち出したというようなことに言われることについては、大変心外なんです。そういうことであるならば、法的に闘う用意はあります。どうぞ。

○川崎委員長 掛谷委員。

○掛谷委員 法的にどうのというよりも、そういう疑念が残っていると、それで今おっしゃいましたいわゆる住民監査請求に係る書類、資料ということ、私も、皆さんも思ってるんじゃないかと思うし、私もその書類だと思うんですね。はい、そこを言よんですよ。ほかの書類書類というて言われても、そのことが大事なわけであって、それはどうですかということなんですよ。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 当然そのことだろうと思いますが、膨大な資料の中でどれを持ち出したと言われるんですかという、トランクにいっぱい持って帰った言われたんでしょう。もらった言われるんでしょう。そんなことはありませんよというて私ははっきり言うんですよ。そういう事実はありませんってはっきり言うのとるじゃないですか。

私の不徳のいたすところで、おまえしか持って帰ってないじゃないかというて言われることについては、大変心外です。

○川崎委員長 掛谷委員。

○掛谷委員 ですから、膨大な資料を渡したというのも、塚元氏がたしか言ったと思いますし、それはそれとして一番肝心かなめのその書類、住民監査請求のところはお持ち帰りになられたんですかというところを言よるわけです。それを言よるわけです。膨大な資料の中の一番大事なところは持ち帰っているんじゃないですかということ聞きよるわけです。それを聞きよるんです。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 預かった、持って帰ったは別として、とにかく家へ持って帰ったことは事実で、それは認めました。それ以上何が何ですか。問題は、橋本委員さんが言われたように、私がその人に配り、その人に渡し、業務上の秘密を他に漏らしてはならないというのを知ってますよ、私も。それを市内に流布したということが不満だということで、前市長が私を訴えてもええというようなことを言われたんでしょう、議会で。だから、訴えるんなら訴えてくださいと言うたじゃないですか。それをなぜ今ごろこういうことを私にああの言われるんですか。それが私は納得いきません。

○川崎委員長 森本委員。

○森本委員 済みません。その資料なんですけど、持って帰られたって証人が言われたんですけど、それだけ思い入れのある特別な資料なら、その資料は監査に返されたのか、焼却されたのか、それは覚えておられると思うんですけど、いかがでしょうか。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 そこまで記憶はありません。ただ、それをコピーとったり配ったりするようなことはないということは、はっきり断言させていただきますということで、さっきコピーしたことはないということを何ではっきりわかるんかという、そういうような事実はないということ、必要がないからしなかったということで断言しただけです。

○川崎委員長 森本委員。

○森本委員 コピーとかまで、私は聞いておりませんので、そんだけ思い入れのある資料でしたら、返されたのか、焼却されたのか、その記憶がはっきりされているのではないですかということを、私はお聞きしているだけです。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 私はそんな熱心ではありません。仕事が済んだらお返しします。皆さんの代表で議選させていただいた、あれを持ってます、自負心持ってます。

○川崎委員長 森本委員。

○森本委員 先ほど少し前の答弁で、手元に残ってないから焼却したんでしょうということも言われたので、そこで記憶が定かではないのかなというふうに、私は思いましたので、それで尋ねさせていただきました。

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 ですから、そこまでの記憶はありませんというんです。

○川崎委員長 ちょっと待ってください。整理します。

ちゃんと今最初に閲覧していただいた回答書では、ちゃんと28年の9月16日の回答書に、廃棄処分または括弧して焼却処分したというふうに書いてますから、記憶は定かでないという証言は少し間違った証言と言えるんじゃないでしょうか。その点にはどうでしょうか。あの時点では明確な記憶はあったけれども、あれから1年半たつと、そういった記憶が不明瞭になったというふうに理解したらよろしいのでしょうか。

はい。

○田原証人 私はそこまでこんな大問題になるとは思っておりません、正直。手元にないから処分したんでしょうと、確かに持ち帰ったことは持ち帰りましたということで出した文書であります。その文書がこんな大問題になってね、するような内容と思っておりません、正直。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 ちょっと先ほど何が問題ならというようなお話もございましたんですが、基本的にいわゆる市役所内の守秘義務に相当する書類が、開示請求して出された資料であるならばいいも

のが、不開示で出されるものの資料が外部に流出しているということが非常に問題になっておるということで、当然アルファに対してのいろいろな問題を解決していくという努力は当然のことです。我々もそのように思っております。しかしながら、内部規程といいますか、それを犯してまでとするということはいかがかなということの中のこのいろいろな問題点だろうと思っております。

いわゆる守秘義務に該当するものが外部に出てはいけないものが外部に出ておるということ、先ほどのお話ではそういうことは一切していないということですので、いいかと思いますが、そういうものが外部に出ておるということの問題点であるということだけ認識はしておいていただきたいというふうに思います。

○川崎委員長 今のは質問かちょっと意見かよくわからないので。

〔「意見で。その意見については、どうお思いですか」と守井委員発言する〕

○川崎委員長 田原証人。

○田原証人 それは大事な書類だと思っております。したがって、私も百条委員会等で質問する場合の資料としては、開示請求をしてその準備をしたつもりです。持っとならば、何も殊さら開示請求したりする必要はありません。皆さんの立場に、そちらへ座って当時の〇〇〇〇〇を尋問するときには、その資料でやらせていただいたつもりです。

○川崎委員長 ほかにはどうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長として少しまとめたいと思います。

以前に証人いただいた塚元氏は、明らかに田原氏から書類をいただいたというふうな証言しております。そして、きょう改めて再確認の意味で再喚問しましたが、持ち帰ったけれども、一切出していないということで、どちらかがこの百条委員会で偽証の疑いがあります。

そのような中で、もう一点だけ非常に今後の争点になると思っておりますが、2点ほど確認したいと思っております。

それは、自宅へ塚元氏が来られて塚元氏からいろんなリコール運動、その他の署名運動、そういった書類を田原氏はいただいたけれども、田原氏から塚元氏は一切書類は渡していないという、特に運動関係は別として、守秘義務に当たる公文書ですね。そういうものは渡していないという証言をいただいておりますので、どちらかが事実と反するうそをついておりますので、偽証罪に問われる可能性が出てきております。

そのような中で、記憶で結構ですが、塚元氏は田原宅へ何回ほど訪問されてるのかという確認。そして同時に、前回の質問でも出ているようでありまして、塚元氏と同乗して弁護士のところへ何度か行っているというふうな証言もいただいているようです。それは何回ぐらい弁護士のところへ行かれたのか。そしてまた、そのときの運転手は別の方なのか、それとも塚元氏なのか、田原氏なのか、記憶が戻る範囲で結構ですので、御証言はいただきたいと思っております。

やはり単に知り合いだというのではなく、相当住民運動とのかかわりにおいて塚元氏との接触が何度もあったということが事実のようでありますので、記憶の範囲で自宅への訪問回数と車に乗って弁護士、その他のところへ何回程度行かれ、そしてまたそのときの運転手は誰であったのか、御証言をいただきたいと思います。

田原証人。

○田原証人 自宅へお見えになったのは、そうですねえ、メモを見ればはっきり手帳に書いてますから、それはわかります。10回やそこらはあったんじゃないかと思います。

弁護士のところへ行ったのは1回か2回か、ちょっとそれは定かではありません。運転は、現地で会ったのかどうか、それもちょっと定かではありません。たしか1回か2回かだと思います。

○川崎委員長 はい、ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で田原隆雄証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては、再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は長時間ありがとうございました。

退室いただいて結構です。

***** 次回の委員会について *****

閉会になる前に、塚元氏のほうから盗難事件関係のいろんな状況証拠というんですか、そういったものを、まず確証がつかめないので参考人として証言したいと。同時に、確証ある事実については、宣誓して証人として証言をしたいという要望が出ております。もう幹事会を開くほどのことではありませんので、この百条委員会で、来週、4月17日ぐらいに、余りもう押し迫ると選挙になりますので、4月17日か16日にぐらいに百条委員会開き、ここまで来た盗難事件からの百条委員会、そしてここでいろんな疑惑についての百条委員会、最終盤を迎えていると思いますので、証言は4月17日の一つのめどとして、その発言の中でまた必要があれば関連した証人を求める必要が出てくるとは思いますが、4月17日か16日ぐらい、4月17日火曜日ぐらいはいかがでしょうか、皆さん、御都合よろしいでしょうか。

ええ、もう午前9時半から、もう一人だけですので。

よろしいですか。

それでは、4月17日です。

〔「17」と呼ぶ者あり〕

はい、9時半から、再度塚元氏に参考人として、そして証人として再度再喚問したいと思いますので、御了解、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

確認できましたので、次期百条委員会は4月17日午前9時半から百条委員会開きますので、

準備のほうよろしく願いいたします。

以上をもちまして閉会といたします。

次回の委員会は決まりましたので、これできょうの百条委員会を閉会とします。

御苦労さまでした。

午後4時04分 閉会